

提案第 2 号

ごみ処理事業の取扱いについて

ごみ処理事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。

- 1 一般廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。

なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。

- 2 ごみ分別・収集方法については、稲沢市の制度に統一する。
- 3 ごみ処理に関する補助制度については、稲沢市の制度に統一する。

なお、資源再生推進奨励金の集団回収奨励金は 8 円、分別収集奨励金は 5 円とする。

また、稲沢市のごみ集積場所設置に対する補助制度は、廃止する。

- 4 し尿の収集については、許可方式とし、稲沢市のし尿汲み取りに対する補助制度は、廃止する。

稲沢市・祖父江町・平和町合併協議会の調整内容（案）

協定項目	25 - 16 ごみ処理事業の取扱い
調整の内容	<p>ごみ処理事業に関し、稲沢市、中島郡祖父江町及び中島郡平和町で差異のある制度については、次のとおり取扱うものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1 一般廃棄物処理計画については、新市において新たな計画を策定する。 なお、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新市に引き継ぎ運用する。2 ごみ分別・収集方法については、稲沢市の制度に統一する。3 ごみ処理に関する補助制度については、稲沢市の制度に統一する。 なお、資源再生推進奨励金の集団回収奨励金は8円、分別収集奨励金は5円とする。 また、稲沢市のごみ集積場所設置に対する補助制度は、廃止する。4 し尿の収集については、許可方式とし、稲沢市のし尿汲み取りに対する補助制度は、廃止する。

【提案理由】

一般廃棄物の処理は、市町村固有の責務であるため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき新市の一般廃棄物処理計画を策定し、収集、運搬及び処分を行うものである。

なお、補助制度については、負担の公平性・受益者負担の原則に基づき、行政格差を生じないように制度を統一するとともに、サービスの提供に対しては、適正かつ応分の負担となるよう調整するものである。

【法令・取扱通知等】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年12月25日法律第137号）

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量に関し住民の自主的な活動の促進を図り、及び一般廃棄物の適正な処理に必要な措置を講ずるよう努めるとともに、一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、職員の資質の向上、施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営に努めなければならない。

（廃棄物減量等推進審議会）

第5条の7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第7条第3項、第7条の3、第8条の2第6項、第9条第2項、第9条の2第2項、第9条の3第1項、第13条の1第1項、第15条の12、第15条の15第1項、第16条の2第2号、第23条の3第2項及び第24条を除き、以下同じ。）しなければならない。

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみ収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

【現況】

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
一般廃棄物処理計画	<p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画)</p> <p>平成15年度～平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定</p> <p>一般廃棄物処理計画(単年度計画)</p> <p>毎年策定</p> <p>ごみ減量実施計画(5か年計画)</p> <p>平成13年度～平成17年度</p>	<p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画)</p> <p>平成15年度～平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定</p> <p>一般廃棄物処理計画(単年度計画)</p> <p>毎年策定</p> <p>ごみ減量実施計画(5か年計画)</p> <p>平成15年度～平成19年度</p>	<p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画)</p> <p>平成15年度～平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定</p> <p>一般廃棄物処理計画(単年度計画)</p> <p>毎年策定</p>	<p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(8か年計画)</p> <p>平成15年度～平成22年度 広域事務組合、1市2町協議により策定</p>	<p>合併後に計画の内容を見直し、新たな計画を策定する。</p>
廃棄物減量等推進審議会	<p>廃棄物減量等推進審議会</p> <p>委員 15名</p> <p>任期 2年</p> <p>委員報酬 9,300円/1回</p> <p>任期満了日 平成16年9月30日</p>	<p>廃棄物減量等推進審議会</p> <p>委員 15名</p> <p>任期 2年</p> <p>委員報酬 13,900円/年額</p> <p>任期満了日 平成16年11月19日</p>	<p>廃棄物減量等推進審議会</p> <p>委員 13名以内</p> <p>任期 2年</p> <p>委員報酬</p> <p>会長 4,700円/1回 委員 4,000円/1回</p>	<p>該当なし</p>	<p>合併時に稲沢市の制度に統一し、委員については新たに選任する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
ごみの 分別	<p>ごみ分別の種類</p> <p>5種 17分別</p> <p>可燃ごみ</p> <p>不燃ごみ</p> <p>粗大ごみ</p> <p>使用済み乾電池</p> <p>資源ごみ</p> <p>紙類（5分別）</p> <p>布類（1分別）</p> <p>ガラスびん類（4分別）</p> <p>金属類（2分別）</p> <p>ペットボトル（1分別）</p> <p>その他</p> <p>地域ステーション</p> <p>上記の資源ごみに加え、 食品トレー、廃食用油を収 集</p>	<p>ごみ分別の種類</p> <p>5種 17分別</p> <p>可燃ごみ</p> <p>不燃ごみ</p> <p>粗大ごみ</p> <p>使用済み乾電池</p> <p>資源ごみ</p> <p>紙類（6分別）</p> <p>布類（1分別）</p> <p>ガラスびん類（3分別）</p> <p>金属類（2分別）</p> <p>ペットボトル（1分別）</p>	<p>ごみ分別の種類</p> <p>5種 17分別</p> <p>可燃ごみ</p> <p>不燃ごみ</p> <p>粗大ごみ</p> <p>使用済み乾電池</p> <p>資源ごみ</p> <p>紙類（5分別）</p> <p>布類（1分別）</p> <p>ガラスびん類（4分別）</p> <p>金属類（2分別）</p> <p>ペットボトル（1分別）</p> <p>その他</p> <p>リサイクルステーション</p> <p>資源ごみのうち、紙類、 布類を収集</p>	<p>該当なし</p>	<p>ごみ分別の種類に ついては、合併時に稲 沢市の制度に統一す る。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
ごみの収集及び処理	<p>ごみの収集</p> <p>使用済み乾電池 指定地回収（常設） 年2回一斉回収</p> <p>資源ごみ ステーション収集 （月1回、行政区ごと）</p> <p>地域ステーション （日曜日、年42回）</p> <p>ごみの処理</p> <p>資源ごみ ペットボトル 指定法人ルート処理 ペット以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集</p> <p>使用済み乾電池 指定地回収（常設）</p> <p>資源ごみ ステーション収集 （月1回、行政区ごと）</p> <p>ごみの処理</p> <p>資源ごみ ペットボトル 指定法人ルート処理 ペット以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集</p> <p>使用済み乾電池 指定地回収（常設）</p> <p>資源ごみ ステーション収集 （月1回、行政区ごと、 ガラスびん類、金属類、 ペットボトル） リサイクルステーション （月1回、紙類、布類）</p> <p>ごみの処理</p> <p>資源ごみ ペットボトル 指定法人ルート処理 ペット以外 委託業者による独自ルート処理</p>	<p>ごみの収集</p> <p>可燃・不燃・粗大ごみ 収集車による収集</p> <p>ごみの処理</p> <p>可燃・不燃・粗大ごみ、 使用済み乾電池 中間処理及び最終処分</p>	<p>ごみの収集方法については、合併時に稲沢市の制度に統一する。</p> <p>なお、稲沢市の地域ステーションは、祖父江町域と平和町域でも実施し、平和町のリサイクルステーションは廃止する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
一般廃棄物処理業の許可	<p>一般廃棄物処理業の許可 収集運搬業の許可 25 件 処分業の許可 0 件 許可の期間 2 年 有効期限 平成 16 年 3 月 31 日</p> <p>手数料 許可 5,000 円 / 1 件 再交付 1,000 円 / 1 件</p>	<p>一般廃棄物処理業の許可 収集運搬業の許可 11 件 処分業の許可 0 件 許可の期間 2 年 有効期限 平成 16 年 3 月 31 日</p> <p>手数料 許可 5,150 円 / 1 件 再交付 1,030 円 / 1 件</p>	<p>一般廃棄物処理業の許可 収集運搬業の許可 10 件 処分業の許可 0 件 許可の期間 2 年 有効期限 平成 15 年 8 月 31 日(1 件) 平成 16 年 3 月 31 日(7 件) 平成 16 年 8 月 31 日(1 件) 平成 17 年 3 月 31 日(1 件)</p> <p>手数料 許可 5,000 円 / 1 件 再交付 1,000 円 / 1 件</p>	該当なし	同様の制度なので、合併時に稲沢市の制度に統一する。
資源回収に対する補助制度	<p>稲沢市資源再生推進奨励金</p> <p>集団回収 5 円 / 1kg 分別収集 3 円 / 1kg (分別収集の売却金は団体へ還元) その他 分別収集の協力金 110 円 / 1 世帯・年額</p>	<p>祖父江町資源ごみ集団回収奨励金</p> <p>資源ごみ 5 円 / 1kg 牛乳パック 10 円 / 1kg アルミ缶 20 円 / 1kg (分別収集の売却金は団体へ還元)</p>	<p>平和町資源ごみ回収奨励金</p> <p>集団回収 8 円 / 1kg 分別収集 10 円 / 1kg (分別収集の売却金は町一般会計収入)</p>	該当なし	<p>集団回収奨励金 8 円、 分別収集奨励金 5 円 とし、分別収集の売却金は団体へ還元する。 稲沢市の協力金は廃止する。</p>

項 目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
生ごみ 処理容 器等に 対する 補助制 度	稲沢市生ごみ堆肥化容器設置 補助金 補助率 購入金額の 1/3 限度額 3,000 円 稲沢市電動生ごみ処理機購入 費補助金 補助率 購入金額の 1/3 限度額 20,000 円	祖父江町生ごみ堆肥化容器設 置補助金 補助率 購入金額の 1/2 限度額 3,000 円 祖父江町生ごみ処理機購入補 助金 補助率 購入金額の 1/2 限度額 20,000 円 祖父江町生ごみ発酵用密閉容 器購入補助金 補助 1 基につき 1,000 円	平和町家庭用生ごみ堆肥化容 器等設置費補助金 補助率 購入金額の 1/2 限度額 3,000 円 平和町家庭用生ごみ堆肥化容 器等設置費補助金（電動） 補助率 購入金額の 1/3 限度額 20,000 円	該当なし	合併時に稲沢市の 制度に統一する。
ごみ集 積場所 設置に 対する 補助制 度	稲沢市ごみ集積場所設置補助 金 補助率 新設 工事費の 1/2 限度額 200,000 円 改築 工事費の 1/2 限度額 100,000 円	該当なし	該当なし	該当なし	稲沢市の補助制度 を廃止する。

項目	稲沢市	祖父江町	平和町	稲沢中島広域事務組合	調整方針
し尿処理	し尿の収集 委託方式（２業者） 料金 36 ㍓につき 291.9 円 （うち市補助57.9円を含む。 消費税込み）	し尿の収集 許可方式（４業者） 料金 36 ㍓につき 294 円 （消費税込み）	し尿の収集 許可方式（１業者） 料金 36 ㍓につき 157.5 円 （消費税込み）	し尿の処理 中間処理及び最終処分	し尿の収集方法は、 合併時に祖父江町、平 和町の許可方式に統 一し、稲沢市のし尿汲 取券及び料金補助の 制度は廃止する。 また、料金格差は、 調整に努める。
住民団体との関係	住民団体との協賛事業 稲沢ゴミ0会 事業内容 ゴミ0フェア、リサイクル ステーション等	住民団体との協賛事業 クリーンそぶえ 事業内容 環境フェア	住民団体との協賛事業 平和エコクラブ 事業内容 へいわまつり、リサイクル ステーション等	住民団体との協賛事業 稲沢ゴミ0会 クリーンそぶえ 平和エコクラブ	住民団体（３団体） との関わりについて は、合併後も同様に継 続する。
その他のごみ処理に関する制度	不用品紹介制度 ごみ集積場所防護ネット貸与 出前講座・地区説明会 廃棄物処理事業基金	不用品紹介制度 ごみ減量啓発ポスター	該当なし	ごみ収集運搬の業務委託	ごみ減量及びリサ イクル推進に関する 制度は、合併後も引き 続き実施するものと する。

【先進事例】

市町村名	合併の期日	ごみ処理事業の取扱い
広島県 廿日市市 (編入合併)	平成15年3月1日	<p>(1) 3市町村のごみ処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。 ただし、佐伯町におけるごみ処分手数料等については、合併後3年以内に廿日市市の例に統一する方向で調整を行う。</p> <p>(2) 3市町村におけるし尿処理に関する取扱いについては、当分の間、現行のとおりとする。</p> <p>(3) 火葬場に関する取扱い ア 吉和村の火葬場は、使用料を廿日市市火葬場の使用料に統一し、継続使用する。 イ 佐伯町及び吉和村の霊柩車は継続使用し、使用料は佐伯町の例に統一する。</p>
愛媛県 新居浜市 (編入合併)	平成15年4月1日	<p>(1) ごみ処理及びごみ収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。 ただし、別子山村のごみ収集の集積場所については、合併時まで調整するものとする。</p> <p>(2) し尿処理及びし尿収集運搬業務については、合併時に新居浜市の制度に統一するものとする。</p>
広島県 呉市 (編入合併)	平成15年4月1日	<p>原則として呉市の制度を適用するものとする。 ただし、安芸南部衛生組合で実施しているし尿・ごみの収集処理体制(料金を含む)については、当分の間、現行のとおりとする。</p>
愛知県 田原市 (編入合併)	平成15年8月20日	<p>ごみ収集運搬業務事業については、事業の一元化に向け調整するものとする。</p> <p>(1) ごみ分別・収集については、田原町の制度に統一する。 ただし、合併年度は、現行のとおりとする。</p> <p>(2) ごみ処理に関する諸制度については、田原町の制度に統一する。 ただし、これにより難しい場合は、両町の実態に合わせ調整を行うものとする。</p> <p>(3) ごみ処理施設については、当面現行のとおりとし、新施設の建設に合わせ調整を行うものとする。</p>